

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

令和8年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス

日時：令和8年6月8日（月）10時00分～10時30分

場所：こども家庭庁長官官房第2会議室

出席者：安藤有識者、石井有識者、永井有識者、永久有識者、西尾有識者、松村有識者

(50音順)

議題1 各種相談支援の「こども家庭センター」への一元化

○湯山参事官 おはようございます。お時間より少し早いですけれども、先生方はおそろいでいらっしゃると思いますので開始させていただければと思います。

まず、事務局に撮影を開始いただくようお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和8年度「こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス」を開催いたします。

本日の取りまとめ役は、永井先生にお願いをしております。どうぞよろしくお願いいたします。

早速でございますけれども、本日1つ目の議題であります「各種相談支援の「こども家庭センター」への一元化について」の議論に入ります。

最初に、担当部局から事業の説明を1分以内で簡潔にお願いいたします。

○虐待防止対策課 おはようございます。虐待防止対策課長の野中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

「各種相談支援の「こども家庭センター」への一元化」についてということで御説明をさせていただきます。

今回の論点でございますが、こども家庭センターが創設された趣旨である、こども家庭センターを中核とした地域におけるこどもや家庭への包括的支援体制をいかに強化するか、それを実現するために予算事業をどのようにするのが適切かという観点と捉えさせていただいて、対応を検討させていただいております。

簡潔にということではありますが、補足資料で少し御説明をさせていただければと思います。

お配りしておりますパワーポイントの補足資料の5ページ目をまず御覧いただければと思います。

こども家庭センターでございますが、5ページ目に記載をしておりますように、令和4年の法律改正によりできたものでございます。地域のこども家庭支援の中核機関として自らが実施をいたします健診ですとか、地域の関係機関とのつながり等により、早期に妊産婦やこどもや子育て家庭の困難や悩みを把握してサポートプランを作成し、必要な支援に

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

つなげていくということを目的として設立された機関でございます。

自ら支援する機関であるとともに、地域の関係機関と協働いたしまして、地域全体で子ども・子育て家庭を支える包括的支援体制を構築するための中核機関でございます。

法律上は努力義務となっておりますが、今年度中に全市町村の設置を目標に定めまして、国としても設置を促進させていただいております。

2 ページ目にお戻りいただければと思います。

こども家庭センターでございますが、今年度4月現在で設置率は約86%となっております。設置自体は進んでいるところでございます。

しかしながら、2 ページ目の左側に「現状と課題」を書かせていただいております。

まず1つ目のところで、設置は進んでいるような状況でございますけれども、地域のほかの機関とどういう役割分担、でどういう協働連携をして、具体的事業をどういうふう to 実施するかということを自分たちの各自治体において考えて、うまく進められているという自治体はまだまだ少ないというような状況かと考えております。

2つ目に書いておりますが、国としてはこども家庭センターに係る法改正の施行後2年にわたって、ガイドラインによる運営方法の提示ですとか、相談や支援機能強化に向けた補助金の充実、またはポータルサイトによる好事例の発信などを進めて、こども家庭センターが本来期待されている役割、つまり包括的支援体制の構築、強化というところをしつかりと進められるように自治体の取組を後押しさせていただいているところですが、地域において様々な事業に活用できるような補助金の活用というものもまだまだ進んでいない状況でございます。

一番下の○に書いていますが、補助金の活用が進んでいない要因でございますけれども、最初に御説明したように、そもそも包括的支援体制の絵姿をそれぞれの自治体がうまく描けていないということもあれば、また補助金自体が都道府県向けの補助金と市町村向けの補助金が混在をしているということで、事業の目的とか補助対象が分からずにうまく使えないといったような声も聞いているところでございます。

こうした課題を解決しまして、こども家庭センターを中核とした包括的支援体制を強化するために、我々のほうで2つの対応案というものを検討させていただきました。それが「施策の方向性（案）」というところの2つの項目でございます。

1つ目でございますが、市町村の包括的支援体制のモデル構築というものを考えております。先ほども課題のところで申し上げましたが、地域全体の相談体制をどうするかとか、地域との関係機関に何の事業をお任せして、自分たちはどこをやるんだということをこども家庭センター自体が思い描けていないというところがございますので、例えば自治体の人口規模別にどのような役割分担が適切かということをモデル的に整理してお示しすることで、各自治体において具体的なイメージを持っていただく。そうすることで包括的支援体制に向けた具体的な実践が進むのではないかと考えているというのが1つ目でございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

2つ目でございますが、こちらが今回御議論をいただきたい内容でございます。市町村向けの補助事業の一部統合を行いまして支援体制の整備を促進するということでございます。ここで言う市町村、つまりこども家庭センターでございますが、こども家庭センターの相談機能の強化を図るのに活用できる10個の事業を1つの補助金としてまとめさせていただき、分かりにくさを解消することで効果的な事業実施を促したいと考えております。

具体的に、次の3ページ目で少し御説明をさせていただきます。

もともと左側の＜令和8年度予算＞というところに書いています児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金というものでございますが、これは都道府県向けと市町村向けが混在をしている補助金でございます。その中から市町村向けの部分を取り出させていただきまして、右側の＜令和9年度予算概算要求＞の案でございますけれども、そこに出しているように、新たに市町村こども包括支援体制整備補助金（仮称）として独立をさせ、さらにその補助金のメニューにつきましても右側の①、②、⑥のように専門職の加配、アウトリーチ支援の実施、業務効率化といったキーワードで目的を同じとするようなものをまとめて統合させていただくことによって、こういった場面で活用できる事業なのかを分かりやすくさせていただきます。

また、例えばアウトリーチに関する複数の事業も同じ委託先へ委託することなどにより、事務の効率化、事務経費の効率化も図られることがこれによって期待されると考えております。

加えまして、⑦に書いていますように、新たに市町村の創意工夫による取組、包括的支援体制整備に向けた独自の取組に対して補助できるメニューを創設させていただきまして、市町村にとって柔軟な事業展開を可能にしたいと考えているところでございます。

右側の＜令和9年度予算概算要求＞の右側に※印を書かせていただいておりますが、こども家庭センターのベースとなる運営費に関しましては別の交付金で対応させていただいております。今回、創設をいたします補助金は、こども家庭センターがその機能のさらなる強化を図るための補助金というふうに考えていただければと思います。

また、今回はここに記載をさせていただきました補助事業のみ統合させていただきたいと考えておりますが、今後ほかの補助事業につきましても引き続き検討することで、こども家庭センターのさらなる機能強化、地域における包括的支援体制の強化を図っていきたいと考えているところでございます。

すみません。また2ページ目にお戻りいただければと思います。

今、御説明をさせていただきました「施策の方向性」、2つの方向性によって我々が目指すアウトプット、アウトカムを最後に御説明させていただきます。

アウトプットでございますけれども、こども家庭センターを中核とした地域の包括的支援体制、支援ニーズの早期把握、支援の実施というものを本当の意味で地域全体で実践をしていただく。そうした中で、地域における相談体制の最適、ここの相談機関にどれくらいの人数を置けばいいとか、こども家庭センター自体にはどれくらいの人数が要るんだと

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

というような最適化配置をしっかりと考えていただけて、また支援事業として何が足りている、足りていないというような必要量も把握ができると考えています。

また、先ほど申し上げた補助金の統合により、補助金の活用が進み、適切な支援が効果的に実施されるようになると考えておるところでございます。

それで、アウトカムでございますが、それにより結果として市町村における包括的な相談機能、支援機能の充実が図られ、我々が目指します妊産婦・子育て家庭・こどもの心身の健康保持ですとか福祉向上につながるものと考えておりまして、今回の見直しを図りたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。御議論のほど、よろしくお願いいたします。

○湯山参事官 ありがとうございます。

続きまして、私のほうから論点について説明させていただきます。

お手元にお配りしている資料の束の中で今、担当部局が御説明したパワーポイントの資料の1つ前にA4の縦の紙で論点と説明シートというものがございます。こちらに記載がございますけれども、真に「こどもまんなか」な支援とする観点から、課題や悩みが複雑化する中で、利用者が相談支援をスムーズに受けられるよう、様々な相談事業が縦割り化し、それぞれの事業において相談員設置等を支援している現状を改め、体制・予算措置も含め、「こども家庭センター」で一元的に対応できるように見直すべきではないかということでございます。

なお、「母子保健医療対策総合支援事業」「地域子ども・子育て支援に必要な経費」「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」につきましては、子ども・子育て支援法の法的整理等が必要でございますので今回御議論の対象とはいたしませんけれども、体制・予算措置を含めて「こども家庭センター」で一元的に対応するという視点により、本日の御議論も十分踏まえまして別途検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

これから質疑応答に入りますけれども、説明者は有識者からの御質問に対して端的に御回答いただければと思っております。

早速議論に入りたいと思います。御発言される先生は、挙手をお願いいたします。

永井先生、お願いします。

○永井有識者 御説明ありがとうございました。

今、参事官から御説明いただいた論点について確認と、あとはレビューシートを見た上での質問、担当部局に対する質問を1点させていただきます。

論点の確認ですが、そうしますと今回議論すべきこととしては、こども家庭センター全体的話の中での児童虐待防止のみを議論するという事でよろしいでしょうか。

○湯山参事官 さようでございます。論点の対象としてはそちらにさせていただいて、ただ、今回の御議論の趣旨も踏まえて、別途検討されている事業についても今後検討を進め

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

ていくということでございます。

○永井有識者 承知いたしました。

では、児童虐待防止に関するレビューシートについて質問をさせていただきます。

私がちょっと気になったのが、やはり執行率の点です。7ページだと思いますが、2023年が73.6%で24年は52.1%、25年は55.1%というふうになっていて、ばらつきはあるものの、ちょっと減少傾向にあるのかなと。

それで、なかなか執行できない理由がその使いづらさという点にあるという分析をなさって、今回それを見直すという趣旨なのかなと理解いたしましたが、そのような認識でそこがないか、確認させてください。

○湯山参事官 では、担当部局のほうから御回答をお願いします。

○虐待防止対策課 先生御指摘のとおり、御説明いたしました分かりにくさという点もあると思いますし、最初に申し上げたように、こども家庭センターを中心として、地域をどうつくっていくかというところがまだ具体的に描けていない自治体もあるという2点が進んでいない理由だと分析をしているところでございます。

○湯山参事官 永井先生、よろしいですか。

○永井有識者 ありがとうございます。

私からは以上です。

○湯山参事官 ありがとうございます。

ほかの先生方からもし御質問があれば。

では、よろしくお願いします。

○石井有識者 御説明ありがとうございます。石井でございます。

これも論点の確認なのですが、先ほどこども家庭センターは児童福祉法が改正されて努力義務化されましたと。それで、今8割くらいできていて、何とか年度内には全部できたらと、それを目指していらっしゃる。

一方で、このこども家庭センターの運営費というものは別で交付されている。まずその理解でいいですか。

○虐待防止対策課 そのとおりでございます。

○石井有識者 ありがとうございます。

それで、今回はどうしても各論でやむを得ないのかなと思うのですが、今回御説明いただいたパワーポイントの5ページ目が一番大事な図で、こういう姿に持っていくんだというときに、先ほど参事官からございましたが、今後の議論ということで、やはり全体像としてこども家庭センターの運営にはどのくらいお金がかかっていて、その中にはどういうメニューがあって、使いやすいものがどうだったとか、使いにくいものがどうだったとか、つまり、こども家庭センターの中のメニューをちょっと統合しましたくらいだと、この目指す姿を議論するときに、別にちゃぶ台返しとか、そういうことではないんですけれども、ちょっと届きにくいのかなと思うのです。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

すみません。質問なのか、コメントなのか分からなくなってしまったのですが、こども家庭センターを中核としてどういう体制をつくっていくんですかという大きな話がある中で、どうしても各論のメニューの統合がどうなんだとか、ちょっとふわつとした質問で恐縮なのですが、どういうふうに見ていらっしゃるかと、どういうところに課題感を持っていらっしゃるかと、そういったところのお話を伺えますでしょうか。

○湯山参事官 そちらについては、私のほうから回答申し上げたいと思います。

石井先生が御指摘のとおり、全体として最終的に目指している姿というのはこの5ページにあるとおり、非常にいろいろな分野の事業というものを一元的統合化していくことによって利用者が利用しやすい環境を整えるとともに、効率的に予算も執行していくという姿でございます。

それで、最終的に今、申し上げた目指すゴールと、今回御議論いただいていることとの関係でございますけれども、その最終ゴールに至るには多分虐待の分野だけではなくて、ほかの例えば保育に近いような分野でございますとか、母子保健の分野とか、様々な分野の事業について議論をもう少し積み重ねて全体のゴールに至っていく必要があると思っております。

本来であれば、一遍にそこに行き着けると大変よいわけですが、やはりそれぞれの分野、それぞれの分野で固有の課題もございますし、現行の体制も様々でございます。また、法的な根拠も非常にそれぞれ異なっている状況でございますので、まず今回の行政事業レビューの公開プロセスにおきまして先生方から御指摘を受けて、虐待の分野については一歩議論を進めていこう。

それで、ほかの分野についても何も置いていくということではなくて、先ほど冒頭に私が申し上げた法的な根拠なども踏まえながら別途の検討を進めまして、最終的にはこの5ページのような絵姿のところに向かっていこうと、そういうふうに総合的に今、進めているところでございます。よろしくお願いいたします。

○石井有識者 分かりました。ありがとうございます。

○湯山参事官 西尾先生、お願いします。

○西尾有識者 ありがとうございます。

関連してなのですが、執行率が低い、下がっているということはかなり課題かと思っておりますが、その理由というか、自治体側の声というものを聞いているのかどうかというところを確認したいと思ったのですが、そもそも自治体側のニーズとずれてきている可能性がないかという問題意識なのですが、いかがでしょうか。

○湯山参事官 虐待課さん、お願いします。

○虐待防止対策課 御質問ありがとうございます。

冒頭の御説明のところで、こども家庭センターは令和4年に設置努力義務という形で法改正がなされ、実際の施行は令和6年4月で、この6、7、8で全国の市町村に機能を持っていたきたいという意味でソフト面も含めて今、応援しているところですので、多く

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

の自治体はまずはこども家庭センターを設置する児童福祉と母子保健の一体的な機能というのはどういうふうにワークしていけばいいのかという中身も含めて、今そこをそれぞれの自治体が体制を整えていただいているところだと認識しています。

それプラス、目指すところに向かった本日御議論いただいている様々な補助金をどう有効活用していくのかということにつながっていくと思いますので、次のステップとしてこれをいかに使いながら地域の体制を整えたり、あるいは連携をつくっていくというところですので、そこはこれから進んでいくのかと思っていますし、その進み方をしっかりと応援できるように、より分かりやすく、使いやすくということを応援していきたいと思っています。

○西尾有識者 ありがとうございます。分かりました。

そういうことであると、そもそも自治体側でどうやっていったらいいのかが分からないというような状況なのではないかと思いましたが、そのときに補助金の統合というものがそれに対する解決策になるのかどうかというところも少し疑問に思ったところでして、むしろどの補助金をどう使っていくかということの指導とかアドバイスとか、そちらのほうがより重要になるのかなという気がしたのですが、いかがでしょうか。

○虐待防止対策課 ありがとうございます。

こども家庭センターにつきましては、どういうふうにつくっていったらいいか。つくったはいいけれども、地域づくりをどうしたらいいかということについては、国として伴走支援というような事業を立ち上げて、結構個別の市町村の悩みとかを聞き取って、どういう形で何をやったらいいのかというのはかなり細かいアドバイスをさせていただいております。

ですので、そうした中で今回おっしゃっていただいたように補助金の使い方に関しても何をやりたいかということをお聞きして、それをやりたいのであればこの補助金を使えるよというような形で伴走支援はさせていただいていますので、今回の統廃合だけが回答ではなくて、統廃合して分かりやすくした上でしっかりとそれを御説明していく。それは、その都度、都度、様々な機会を使って御説明していくということは併せてしっかりとやっていきたいと思っています。

○西尾有識者 分かりました。

それでは安心なのですが、統合化というよりはむしろそういう支援とか伴走とか、そういったところを強調されたほうがいいのかとは思いました。ありがとうございます。

○湯山参事官 永久先生、お願いいたします。

○永久有識者 この5ページの絵を見ていると、とてもきれいだなと思うのですが、実際にこのセンターをつくっているところは結構あるわけですが、全体像を描いて整備している自治体が多くはないという御説明をいただきました。これを見ると、すごくこうやったらいいなと思うのですが、これは現場の人も見ているわけですね。何でできないのか、包括的にそれができないのかという、その根幹的な理由は何だと思いでしょ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

うか。

○虐待防止対策課 ありがとうございます。

この5ページ目というのは我々も一応分かりやすいという点で最初につくらせていただいた図なのですが、私も自治体に出ていることがあります、実際に自治体のほうに行ってみると、確かにこの人たちはプレーヤーとしているよねと。それで、確かにこども家庭センターが中心になって、みんなと有機的につながれば何かができるような気がするという図になっているとは思いますが、では、実際に目の前にいる御家庭とかお子さんに対して、まず最初にアクセスするのはこども家庭センターがいいのか、それとも一番身近な相談場所である保育所や幼稚園のほうがいいのかなど、まず入り口はどこから始まるのかがいいのか。その御家庭が抱えていらっしゃる悩みを聞き取った上で、専門的な支援ができるこども家庭センターには、どういうタイミングでつなぐのかがいいのかとか、そういう具体的な支援の絵を描こうと思ったときに、こども家庭センターはどういう役割を果たすのか、色々と考えていただく必要があります。

今、申し上げたように、実際にこどもとか家庭がどういう状況にあったら、こども家庭センターのほうにつないでいただいてサポートプランをつくるのかがいいのか、どこまでの状態であれば地域の相談機関で対応していただくのかがいいのか。地域の相談機関で対応するときに、その御家庭が抱えていらっしゃる悩みが、単純に例えば経済的な悩みなのか、少し医療や、障害など、そういった複合的な悩みを抱えているのかによって、どういう機関と、どう連携すればいいのかというところを具体的に落とし込んでいこうとしたときに、なかなか思い描きにくいのかなとは思っています。

ですので、今、御説明したようなことをどういう段階になったらこども家庭センターにつなぐんだとか、どういう基準でその御家庭の悩みというものをしっかりと把握すればいいのか、というところの具体的な基準などをもう少し具体的にお示しをしていかないと、この図を実際に支援という実践につなげていくのは難しいと思っていますので、それに対応案の1のところでお示したようにモデル的な姿としてしっかりとお示しすることで、この絵を各自治体で描けるようになるのではないかと考えています。

○永久有識者 センターをつくれと言われてつくったけれども、実際の現場はそれぞれ違いますから、それぞれ既に存在した対応の仕方というのが、もう有機的に機能していて、センターを急につくっても、これはどこにどのような役割をするのかや、実際にほかのプレーヤーというか、ここに書かれているようなところと一定のほかのそれぞれに連絡網みたいなコミュニケーションのネットワークがあるでしょうから、そこにぽつんとセンターがつけられたとしてもどうするんだろうという状況ではないかと今、御説明を聞いて思いました。

そうだとすれば、そもそもセンターというのがその地域のニーズに合っているのか、合っていないのか、あるいは実際の現場がいろいろ違う中で画一的にこういうものをぽんとつくれば、うまく機能するよというような話になっているのではないのでしょうか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

別の言い方をすると、センターがなくても機能しているのではないのでしょうか。

○虐待防止対策課 ありがとうございます。

少し私もうまく御説明できていなかったかもしれないのですが、確かにもともとこども家庭センターができる前から地域の様々なプレーヤーの方が本当に協働しながら子ども・子育て家庭を支えていただいて支援をしていただいていたとは思いますが。

ただ、やはりそこに司令塔機能がない。地域で、わっと引っ張ってくれる誰かがいればうまく有機的に動いていたと思いますが、いる、いないというのが自治体によって全然違ってしまったり、いても充実を図るもう一歩進めるとなると、なかなか体力的に難しいというところもございますので、そういう意味では地域のプレーヤーの方をしっかりと協働させる司令塔機能として行政機関であるこども家庭センターというものが重要であると考えて、我々もこちらのほうを制度化させていただいております。

実際に今80%、86%まで設置率は進んでおりますけれども、やはりこの司令塔というのができたことによって、より充実をしていくような方向に今、動いてくれていると感じております。

○永久有識者 司令塔の枠組みはできたけれども、今、司令塔の役割はしていないという状況ですね。

○虐待防止対策課 できていないところも。できているところはそこまで多くない状況だと考えています。

○永久有識者 その理由は先ほどのお話で、司令塔がどうやっていいかわからない。

今までは司令塔はないんですか。センター以外の司令塔というのは。

○虐待防止対策課 恐らく力のあるプレーヤーの方がぐっと司令塔機能みたいな形でやっていたところはあるとは思いますが、やはり行政機関が核となる司令塔をつくるということが地域づくりの中では重要だと思っていますので、その役割をこども家庭センターに担っていただきたいと考えています。

ただ、こども家庭センターも本当にできたばかりで、最初につくってから2年経ち、2年間かけてつくっていただいているところですので、ようやくつくったけれども、実際に司令塔という機能を果たそうとしたときに、地域のプレーヤーとの信頼関係もこれから構築をしていくとかあると思いますので、まだまだその機能を果たせるまでに至っていないというような状況であると考えています。

○虐待防止対策課 1点補足ですが、こども家庭センターは、法律上は令和4年の改正で創設され、令和6年度からスタートしていますが、そもそも今までなかった機能がいきなり現れたというものではなくて、この5ページ目の図の中にある児童虐待対応を行う市町村の児童福祉機能と、ハイリスク妊産婦に対応する子育て世代包括支援センターによる母子保健機能が、司令塔としてありまして、それらを一体的に実施していく司令塔としてこども家庭センターができました。

ただ、こども家庭センターが設置されたものの、先ほどの御説明のとおり、どういうふ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

うに地域をデザインしてマネジメントしていくのか、あるいは、この絵の中に出てきている各関係機関の方々と、どう有機的に連携していくかというのが課題だと思っています。

○湯山参事官 ありがとうございます。

松村先生、お願いいたします。

○松村有識者 御提案いただいた改革で、あるいは状況の変化で執行率が低いのは改善していく可能性がかなりある。実際に自治体にとって使いやすい補助金になることは現時点では予想できると思いますので、よい提案をしていただいていると思います。

それでも仮に執行率が上がったとして、これが最終的な目的、ここに挙げてくださっている虐待による死亡の減少だとか、そのようなことにつながるのだとすれば、これは大きな改善なのですけれども、もしこれがそれに全く役に立たないということだとすると、執行率が上がったのは国民にとってうれしいことでも何でもない。肝心なことはこれがエフェクティブに機能して、確かに最終的な目的にかなっていると示すことだと思います。

現時点でかなっていないのではないかと考えているわけではないのですが、それは示していく必要があると思います。その意味で、長期的なアウトカムとして虐待による死亡事例数を挙げてくださったというのは責任のあることだと思うのです。

ところが、しかし、これは成果指標としてはほかにいろいろな要因に依存しているので、これを直接の指標とするのは望ましくないと説明している。これも正しいと思う。

正しいとは思いますが、これが最終目的である以上、その中間アウトカムとして出てきたものがそれに貢献していることは示す必要があると思うのです。

つまり、この死亡事例が仮に増えることがあったとしても、いろいろな要因でそうなっているのだから、この事業によっては減らす方向にいつているけれども、ほかの要因によって増えてしまったというときにこの事業は失敗したと言う必要はないし、逆もそうだと思う。これが貢献したということを示すための何か努力というか、今から準備が必要だと思います。

膨大なデータがあるはず。自治体の数もすごい数あるわけだし、だんだん状況も変化しているわけだから、データとしてはすごい数が出てくるはずなので、具体的にここでアウトカムとして出されたものが、これが充実したことによって確かに減った、あるいは減ったことがある程度予想できますということを示す努力をしなければいけないような気がします。この数字は不適切だと言うだけで済ませてはいけなかったと思います。

以上です。

○湯山参事官 大丈夫ですか。コメントは特にございますか。

○虐待防止対策課 ありがとうございます。

今いただきました御指摘を踏まえ、少しどういう形でそれをやっていけるか、考えたいと思います。ありがとうございます。

○湯山参事官 では、安藤先生、お願いします。

○安藤有識者 1点、意見というか、質問なのですけれども、今回の補助金の統合の中で

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

虐待ということなので、今は地域の話がすごく話題には出ていたと思うのですが、地域間の連携というものが多分虐待の中では非常に重要な論点かと思っておりまして、今回の統合で例えば各センターの間の連携とか、そういったものも何かプラスになるような補助金の統合の仕方をされるのかどうかということと、もしまだそこまで行き着いていないということであれば、そういう余地があるのかということをお聞かせいただければと思います。

○虐待防止対策課 ありがとうございます。

確かに、住居を引っ越されたときに、しっかりと自治体間の連携が行われないと、要支援児童だった子が移った先では全然要支援と認識をされず、という状態では駄目だと思っていますし、おっしゃっていただいているように自治体間の連携は重要だと考えているところでございます。

直接的に自治体間の連携を促進するような補助金というものは今、見えてきていないところですが、例えば今回⑦のところで独自の取組などを補助するようなメニューも御用意をさせていただきましたので、そういったところで地域的につながりがあるとか、他自治体としっかりと連携をするというようなところの取組は進められるようにさせていただきたいと思います。これ以外の補助金のところでも、例えば自治体間の情報連携を進めるデジタルの部分の取組などというものは我々も進めているところでございますので、そういうものを合わせながらしっかりと自治体間連携を推進していきたいと思っております。

○安藤有識者 ありがとうございます。分かりました。

できれば好事例とか、モデルケースの中でそういうものも入れていただければと思います。ありがとうございます。

○湯山参事官 先生方、ほかにはよろしいですか。

石井先生、お願いします。

○石井有識者 2回目ですみません。

コメントなのですが、全体像として大きな施策の中で補助金の執行率がちょっと低いとか、いろいろな課題がある中で、それを統合して自治体を使いやすくしようとか、そういう大きな流れで、なるほどなと思います。

それで、行政事業レビューという中で考えたときに、どうしても予算、いわゆる幾ら使ってどうするんだという話が今回はかなりなくて、私は行革から来ているので他の省庁とか、やはりこういう予算に対してどういう成果なんだといったところはちょうど今、再構築をしているので、なかなかその測定が難しいという話になってしまうのかなとも思うんです。

自治体はそれぞれだとか、それはそのとおりだと思うのですが、ぜひ今後というところなのですが、ではメニューを統合しました。新しいものもつくりました。その中で、では国がお金をこれだけ入れました。それでどうなったんだと、予算の話ですので、そこ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

の議論が今回レビューシートもいろいろばらばらしていて、レビューシートを基にした議論もできていないので、ぜひ今後統合したときに統合後の成果、今後どういうふうに見ていくんだといったところは最終的なアウトカム、アウトプット、インパクトのところもちろんなのですけども、もうちょっと手前の執行率が低いからこれは上がりましたではないと思いますので、そういった議論ができるように、まだ走りながらだと思うので、コメントだけ。

以上でございます。

○湯山参事官 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがですか。

永久先生、お願いします。

○永久有識者 今、石井委員が言いたいことをおっしゃってくれたのであれですけども、これは具体的に補助金を統合することによって効率化が進むというふうに理解するわけですが、具体的に今の予算がどのくらいあって、それがどの程度削減されるのかというようなことは、今の段階では想定されていないと理解してよろしいですか。

○虐待防止対策課 ありがとうございます。

本日の公開プロセスに向けていただいた論点について、担当課として何ができるかということをまず全力を挙げて課内で検討しておりました。それで、この方針に沿った上で今後予算の中身としても効率化できるところ、細かく言うと積上げの積算みたいなものとかをどういうふうに効率化できるかということを夏の概算要求に向けて考えていきたいと思っています。

3ページの右下のところにあるように、例えばという形で補助メニューを統合することによって業者委託の委託費用が少し効率化できるのではないかと、あるいは地域でのマンパワーをもっと有効活用できるのではないかと。1人2役ではないですけども、有効活用できるのではないかとというような想定、シミュレーションとかはありますので、そういったものを丁寧に予算に反映できるということを進めていきたいと思っています。

ありがとうございます。

○湯山参事官 先生、ありがとうございます。

ほかの委員の方はよろしいですか。

では、活発な御議論をありがとうございました。それでは、これまでの御議論における先生方の御意見を踏まえて、取りまとめのコメント案の作成をさせていただきますので、まず担当部局はこちらで一回退室していただくことになっております。よろしくお願いいたします。

(取りまとめコメント案の作成)

○湯山参事官 お待たせいたしました。

それでは、取りまとめ役の永井先生から取りまとめコメント案の御提示をお願いいたし

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

ます。

○永井有識者 それでは、先生方からいただきましたコメントの内容も踏まえまして、取りまとめコメント案については次のようにさせていただければと思います。

1. 真に「こどもまんなか」な支援とする観点からは、課題や悩みが複雑化する中で利用者が相談支援をスムーズに受けられるようにすることが重要である。こうした意味で、「こども家庭センター」を中心とした「抜本的な再構築」は重要である。特に、こども・子育て支援事業については、類似の施策が並立して企画・実施されており、補助等の制度が過密に複雑化している。様々な相談事業が縦割り化し、それぞれの事業において相談員設置等を支援している現状を改め、体制・予算措置も含め、「こども家庭センター」の「司令塔機能」を強化し、一元的に対応できるように見直すべきである。

2. 児童虐待防止対策等総合支援事業の市町村実施事業については、別の補助金に統合することを検討し、一元的な企画・管理の下での相談事業・支援事業の整備を推進すべきである。

また、こども家庭センターにおいて、住民に身近な複数の相談窓口や各専門分野の相談事業、訪問・居場所・預かり等の各種支援事業など、地域全体の相談・支援の体制を一元的に企画・管理し、各自治体の住民ニーズに漏れなく対応できる体制の整備・強化、それらの相談・支援を必要とする家庭が早期から着実につながる仕組みづくりを推進するため、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下で地域全体の包括的支援体制の整備・強化、地域における各種支援事業の利用支援の充実、関係機関・事業の協働の仕組みづくりなどを人口規模の異なる複数自治体で重点実施し、資源状況等の各自治体の特性に応じた包括的支援体制の最適な形や推進方策を整理・構築するモデル事業の実施を検討すべきである。

こうした取組により、児童虐待防止対策の質的向上を図るべきである。

3. こうした取組を進めるに当たっては、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下での相談事業・支援事業の整備が実効的なものとなるよう、地方自治体との深度ある意見交換も同時に進めるべきである。事業の分断化以外にも、地方自治体における体制整備の課題など、包括的な支援体制構築に向けて地方自治体の現場が効果的な対応が図られるよう、寄り添った対応を行うべきである。

4. その他、こども家庭センターに係る補助金については、「子ども・子育て支援法」の法的整理等も含め、こども家庭センターへの一元化に資するよう、別途検討を行うべきである。

5. 補助金等の統合に当たっては、執行率の課題の分析も行いつつ、事業の重点化や効率化、利用者の利便性、最適配置の進捗、自治体の負担軽減など、統合の効果が検証できる客観的な定量的指標を検討すべきである。その際、コストの効率化と事業の質的な改善の両面から検討すべきである。

6. また、司令塔機能を果たすための研修等、マネージング強化を図る必要がある。同

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

時に、好事例の共有もさらに進めるべきである。こども家庭センターの設置を促進することや補助金等の統合を進める際に、既に設置されている自治体の好事例の横展開など、様々な成果を活用して設置促進に取り組むべきである。

なお、児童虐待防止対策の面では、地域間の連携が重要であり、そうした観点も取り込んで検討すべきである。

以上です。

○湯山参事官 永井先生、ありがとうございました。

今の永井先生からいただいた取りまとめについて、追加的に何か御意見がある先生がいらっしゃいましたらお願いいたします。

よろしいですか。

ありがとうございます。これで取りまとめコメントにつきましては一任とさせていただくことになるかと思えますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、先ほどの案にて進めさせていただきます。後ほど、文書にて共有させていただきます。

これで1つ目の事業に係る議論については終了いたします。

続いて2つ目の事業に移りたいと思いますので、説明者の入替えをお願いいたします。ありがとうございました。